

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
竹原市	小梨北地区	令和3年3月15日	令和4年6月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.4ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	9.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.7ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・ 本地域は主に水稻生産が盛んな地域であり、現在は農事組合法人サンファームおなしが大規模に水稻経営を実施しているが、高齢化による作業人員の減少により、遊休農地の増加が懸念される。また、農業に限らず地域の高齢化が進んでいるため、魅力ある農業を実現することで、Iターン・Uターン者を確保していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・ 水稻新規就農者(渡橋達也氏)が1名就農するため、農事組合法人サンファームおなしが耕作できなくなった農地を中心に集積を促進する。
- ・ 高橋謙治氏等収益力のある担い手については、現在の農地での営農を維持するとともに、希望に応じて周辺農地の集積を促進する。
- ・ 樹園地等についてはぶどうを主作物とする参入企業(株式会社八天堂ファーム)等への集積を促進する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	農事組合法人サンファームおなし	水稻	4.2 ha	水稻	4.2 ha	
認農	高橋 謙治	いちご等	0.4 ha	いちご等	0.4 ha	
認就	渡橋 達也	水稻	1 ha	水稻, 麦	4 ha	
到達	株式会社八天堂ファーム	ぶどう	0.8 ha	ぶどう	1.5 ha	
計	4人		6.4 ha		10.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○ 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、39筆、39,433㎡となっている。

○ 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○ 水田集積・活用方針

水稲は経営を安定化するためには大規模な集積を行う必要があるため、水田新規就農者への集積を進めるとともに、裏作等のための麦の導入に取組む。また、収益力のある農業者については現状の維持に取組む。

○ ぶどう産地化、ブランド化の取組方針

ぶどうの栽培を行う企業が新規参入したため、規模拡大希望に応じて農地を集積していく。また、市内他地域と連携しながらぶどうの産地化、ブランド化に取組む。

○ 鳥獣被害防止対策の取組方針

シカ・イノシシの被害が甚大であるため、有害鳥獣被害防除施設設置事業、鳥獣被害総合対策事業等を活用することで侵入防止柵等の設置に取組む。また、ヌートリアの被害が近年増加しているため、箱わなの設置等により対策に取組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。